

平成30年度 教育・保育施設(保育園・幼稚園・認定こども園)新規入園・継続入園のご案内

受付期間・場所	平成30年4月1日入園希望者 募集期間:平成30年1月5日(金)から1月31日(水)まで ※閉庁・閉園日を除く 受理場所:保育園は福祉保険課及び保育園、幼稚園・認定こども園は各園	
	平成30年5月1以降年度途中入園希望者(証明書が提出できる方を対象) 募集期間:平成30年2月1日(木)から2月16日(金)まで ※閉庁・閉園日を除く 受理場所:保育園は福祉保険課、認定こども園は各園	
受付時間	・福祉保険課は午前8時30分～午後5時15分 ・園は開所時間内	
入園(認定)区分	1号認定	教育標準時間認定(幼稚園・認定こども園教育部) お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合(14時まで)
	2号認定	保育認定(保育園・認定こども園保育部) お子さんが満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望
	3号認定	保育認定(保育園・認定こども園保育部・地域型保育) お子さんが満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望
保育を必要とする事由	<p>☆保育園などでの保育を希望する場合は、保育を必要とする事由に該当することが必要です。(2号認定・3号認定の場合)</p> <p>①就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など)していること ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(産後8週の翌日が属する月の末日まで) ③保護者に疾病・負傷又は精神若しくは身体の障害があること ④同居の親族を常時介護又は看護していること ⑤震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっていること ⑥求職活動を継続的に行なっていること(最大90日までで延長なし) ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)していること ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(最長、育児休業に係る乳児が満1歳に達する月の末日まで) ⑩その他前号に類するものとして町長が必要と認める場合</p>	
保育の必要量	保育標準時間	父母ともに月の就労時間が120時間以上(園利用は最長11時間)
	保育短時間	父母の両方あるいはどちらかの月の就労時間が48時間～120時間(園利用は最長8時間)
提出書類	<p>下記の①⑤は全員必須②③④は保育園必須(但し認定こども園保育部は④は不要) ⑥⑦は必要な保護者のみ</p> <p>①入園申請書(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼現況届) ②調査資料(複数の児童の申し込みを同時にされる場合は1枚に記入してください) ③就労証明書又は就労以外で保育を必要とする理由書(事業主や民生委員等の証明必要) ④誓約書(保証人は同居家族以外で2名お願いします) ⑤個人番号記入表(新規入園の方は父母の公的機関発行の身分証明書の写しを添付) ⑥平成29年度住民税課税証明書(新規入園でH29.1.1に高千穂町に住民登録がない保護者) ⑦その他、証明書類(病気等を証明する場合は、医師の診断書が必要です)</p> <p>*全ての書類がそろった時点で受理といたします。</p>	
その他	<p>教育・保育の給付、認定を受けるためには個人番号を利用することとなっておりますので、個人番号表の提出についてご協力をお願いいたします。また、新規入園希望で、平成29年1月1日に高千穂町に住民登録のない保護者は、保育料算定のために前住所地より平成29年度住民税課税証明書の交付を受け、提出していただく必要があります。保育料は、父母の住民税所得割課税額の合計によって決まります。</p>	
お問合せ先	<p>◎保育園に関すること・・・福祉保険課(73-1202) または各保育園 ◎認定こども園に関すること・・・各認定こども園</p>	

※乳児の預かりは産後8週の翌日が属する月の翌月以降となります。(生後3ヶ月以上が望ましい)